

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 6 年 1 2 月 2 6 日
契 約 業 者 名	(株) 秋山工務店
契 約 業 者 の 住 所	日立市大沼町 1 - 7 - 1
工 事 の 名 称	R 5 那珂川左岸中河内町地区外河道掘削工事
工 事 場 所	茨城県水戸市中河内町地先、上河内町地先、田谷町地先
工 事 種 別	一般土木工事
工 事 概 要	●中河内町地先 1. 河川土工 2. 仮設工掘削に伴う、敷鉄板の追加の必要が生じたため、工事用道路工を増工。 3. 共通仮設費 ●上河内町地先 1. 河川土工 2. 法覆護岸工 ●田谷町地先 1. 河川土工 2. 擁壁護岸工 3. 付帯道路工
工 期 (自)	令和 6 年 4 月 6 日
工 期 (至)	令和 7 年 3 月 3 1 日
変 更 前 の 契 約 金 額	2 6 3 , 8 9 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 9 1 , 3 0 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	3 5 5 , 1 9 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	●中河内町地先 1. 河川土工 道の駅かつらの移転事業に伴う、移転先の造成工事を城里町で開始する予定であり、工事にあたって盛土材が必要となることから、本工事の中河内町地区における、掘削土を使用することから運搬先の変更、調整に伴う精査により、掘削土量が減量となったため、掘削工を減工。 2. 仮設工掘削に伴う、敷鉄板の追加の必要が生じたため、工事用道路工を増工。 (種別・細別での追加の場合は、工種の追加とならないので注意すること。) 3. 共通仮設費 敷鉄板の追加による仮設材運搬費の増工。 表土処理について、数量精算及び当初予定していた箇所に運搬できないため、河道掘削箇所付近へ運搬による増工。 掘削土の土質を把握するため、土質試験を追加する必要が生じたため、増工。 ●上河内町地先 1. 河川土工 詳細設計付与に伴う、掘削工、盛土工の追加に伴い、増工。 2. 法覆護岸工 詳細設計付与による、構造変更に伴い、法覆護岸工を増工。 ●田谷町地先 1. 河川土工 詳細設計付与に伴う、構造変更に伴い、盛土工を減工。 2. 擁壁護岸工 詳細設計付与による、嵩上げブロックの仕様変更のため法覆護岸工を減工。 3. 付帯道路工 詳細設計付与による、法肩ブロックの追加に伴い、縁石工を増工。

(第3回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 6 月 3 0 日
契 約 業 者 名	(株) 秋山工務店
契 約 業 者 の 住 所	日立市大沼町 1 - 7 - 1
工 事 の 名 称	R 5 那珂川左岸中河内町地区外河道掘削工事
工 事 場 所	茨城県水戸市中河内町地先、上河内町地先、田谷町地先
工 事 種 別	一般土木工事
工 事 概 要	1. 河川土工（中河内町地先） 2. 構造物撤去工（中河内町地先） 3. 仮設工（中河内町地先） 4. 共通仮設費（運搬費）（中河内町地先） 5. 共通仮設費（準備費）（中河内町地先） 6. 共通仮設費（技術管理費）（中河内町地先） 7. 河川土工（田谷町地先） 8. 法覆護岸工（田谷町地先） 9. 付帯道路工（田谷町地先） 10. 付帯道路工（坂路部）（田谷町地先） 11. 構造物撤去工（田谷町地先） 12. 仮設工（田谷町地先） 13. 共通仮設費（運搬費）（田谷町地先） 14. 共通仮設費（準備費）（田谷町地先） 15. 共通仮設費（役務費（借地料））（田谷町地先）
工 期（自）	令和 6 年 4 月 6 日
工 期（至）	令和 8 年 2 月 3 日
変 更 前 の 契 約 金 額	3 5 5, 1 9 0, 0 0 0 円（税込み）
変 更 金 額	+ 1 3, 2 0 0, 0 0 0 円（税込み）
変 更 後 の 契 約 金 額	3 6 8, 3 9 0, 0 0 0 円（税込み）
変 更 理 由	1. 河川土工（中河内町地先） 数量精査の結果、河川土工を増工する。 2. 構造物撤去工（中河内町地先） 現地調査の結果、掘削範囲内に既設護岸が確認されたため、構造物撤去工を追加する。 3. 仮設工（中河内町地先） 1) 数量精査の結果、工事用道路工を減工する。 2) 現地精査の結果、交通管理工を増工する。 4. 共通仮設費（運搬費）（中河内町地先） 数量精査の結果、共通仮設費（運搬費）を減工する。 5. 共通仮設費（準備費）（中河内町地先） 数量精査の結果、共通仮設費（準備費）を増工する。 6. 共通仮設費（技術管理費）（中河内町地先） 数量精査の結果、共通仮設費（技術管理費）を増工する。 7. 河川土工（田谷町地先） 数量精査の結果、河川土工を増工する。 8. 法覆護岸工（田谷町地先） 数量精査の結果、法覆護岸工を増工する。 9. 付帯道路工（田谷町地先） 数量精査の結果、付帯道路工を増工する。 10. 付帯道路工（坂路部）（田谷町地先） 現場協議の結果、付帯道路工（坂路部）を追加する。 11. 構造物撤去工（田谷町地先） 数量精査の結果、構造物撤去工を増工する。 12. 仮設工（田谷町地先） 1) 現場協議の結果、工事用道路工を追加する。 2) 現地精査の結果、交通管理工を追加する。 13. 共通仮設費（運搬費）（田谷町地先） 現地精査の結果、構造物撤去工を増工する。 14. 共通仮設費（準備費）（田谷町地先） 数量精査の結果、共通仮設費（準備費）を増工する。 15. 共通仮設費（役務費（借地料））（田谷町地先） 現場協議の結果、共通仮設費（役務費（借地料））を追加する。

（第4回）契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 8 年 2 月 2 日
契 約 業 者 名	(株) 秋山工務店
契 約 業 者 の 住 所	日立市大沼町1-7-1
工 事 の 名 称	R 5 那珂川左岸中河内町地区外河道掘削工事
工 事 場 所	茨城県水戸市中河内町地先、上河内町地先、田谷町地先
工 事 種 別	一般土木工事
工 事 概 要 (変更した内容について記述する)	築堤・護岸（中河内町地先） 1. 共通仮設費（技術管理費） 2. 共通仮設費（営繕費） 3. 河川土工 4. 法覆護岸工 5. 根固め工 6. 付帯道路工 7. 構造物撤去工 8. 仮設工 9. 共通仮設費（運搬費） 10. 共通仮設費（準備費） 11. 共通仮設費（技術管理費） 12. 共通仮設費（営繕費） 13. 付帯道路工（坂路部） 14. 光ケーブル配管工 15. 共通仮設費（役務費） 16. 共通仮設費（営繕費）
工 期（自）	令和 6 年 4 月 6 日
工 期（至）	令和 8 年 2 月 2 7 日
変 更 前 の 契 約 金 額	3 6 8, 3 9 0, 0 0 0 円（税込み）
変 更 金 額	+ 3 2, 3 4 0, 0 0 0 円（税込み）
変 更 後 の 契 約 金 額	4 0 0, 7 3 0, 0 0 0 円（税込み）
変 更 理 由	築堤・護岸（中河内町地先） 1. 共通仮設費（技術管理費） 1) 諸経費動向調査及びICT活用効果等調査の必要が生じたため、共通仮設費（技術管理費）を増工する。 2) ICTの活用により、共通仮設費（技術管理費）を増工する。 2. 共通仮設費（営繕費） 快適トイレの採用により、共通仮設費（営繕費）を増工する。 築堤・護岸（上河内町地先） 3. 河川土工 1) 数量精査の結果、掘削工を増工する。 2) 配土計画の変更に伴い、土砂運搬先を変更したため、掘削工を増工する。 4. 法覆護岸工 1) 数量精査の結果、法覆護岸工を減工する。 2) 現地調査の結果、連節ブロック張の施工範囲を見直したことから、法覆護岸工を減工する。 3) 現地調査の結果、天端拡幅部において既設張芝の根腐れが確認されたため、植生工を増工する。 5. 根固め工 現地調査の結果、法覆護岸工の構造変更に伴い、根固め工を追加する。 6. 付帯道路工 数量精査の結果、付帯道路工を減工する。 7. 構造物撤去工 現地調査の結果、支障物の撤去及び処分の必要が生じたため、構造物撤去工を追加する。 8. 仮設工 1) 現地調査の結果、土砂搬出路の確保のため、工事用道路工を追加する。 2) 現地調査の結果、既設堤防天端では必要なアウトリガー張出幅が確保できないことが判明したため、工事用道路工を追加する。 3) 現地調査の結果、中河内町第一極管より上流側への導線確保のため、工事用道路工を追加する。 4) 現地調査の結果、土砂運搬に係るダンプトラックの走行に必要な地盤強度を満足していないことが判明したため、工事用道路工を追加する。 9. 共通仮設費（運搬費） 現地調査の結果、仮設工の増工に伴い、共通仮設費（運搬費）を増工する。 10. 共通仮設費（準備費） 現地調査の結果、支障となる樹木等を伐採・処分するため、共通仮設費（準備費）を増工する。 11. 共通仮設費（技術管理費） ICTの活用により、共通仮設費（技術管理費）を増工する。 12. 共通仮設費（営繕費） 快適トイレの採用により、共通仮設費（営繕費）を増工する。 築堤・護岸（田谷町地先） 13. 付帯道路工（坂路部） 現地調査の結果、既設車止めポストの撤去及び再設置の必要が生じたため、付帯道路工（坂路部）を追加する。 14. 光ケーブル配管工 現地調査の結果、堤防天端の嵩上げに伴い、既設ハンドホールを嵩上げする必要が生じたため、光ケーブル配管工を追加する。 15. 共通仮設費（役務費） 現地精査の結果、民有地を借地する必要が生じたため、共通仮設費（役務費）を追加する。 16. 共通仮設費（営繕費） 快適トイレの採用により、共通仮設費（営繕費）を増工する。